

十管区水路通報

第 35 号

(令和6年8月30日～令和6年9月5日 掲載分)

- 第 307項 南西諸島 - 草垣群島周辺 観測装置投入作業
- 第 308項 九州西岸 - 甌島列島西北西方 射撃訓練
- 第 309項 九州南岸 - 鹿児島湾 漁具設置
- 第 310項 九州南岸 - 鹿児島湾 漁具設置
- 第 311項 九州南岸 - 鹿児島港、外港 深浅測量
- 第 312項 南西諸島 - 種子島南東方 フレア射撃訓練
- 第 313項 南西諸島 - トカラ群島、口之島北西方 沈船存在
- 第 314項 南西諸島 - 沖縄島東方 射撃訓練
- 第 315項 九州西岸 - 獅子島東方 灯台光達距離等変更
- 第 316項 九州東岸 - 志布志湾、波見港 魚礁設置
- 第 317項 東シナ海北部 - 水路測量

★6年307項 南西諸島 - 草垣群島周辺 観測装置投入作業

(十管区水路通報6年31号280項削除、16号157項関連)

測量船「明洋」(550トン)による自律型海洋観測装置(長さ約3m)の投入作業が実施される。

期 間 令和6年9月6日～12日(内1日)、日出～日没

区 域 4地点により囲まれる海面

- (1) 31-00-00N 129-10-00E
- (2) 31-00-00N 129-30-00E
- (3) 30-40-00N 129-30-00E
- (4) 30-40-00N 129-10-00E

備 考

観測装置は無人で移動する

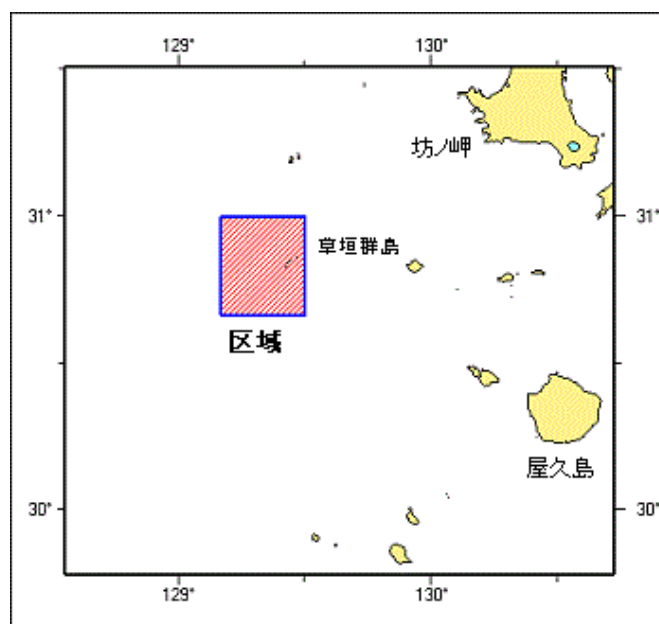
観測装置は灯及びレーダーリフレクターで表示

観測装置の現在位置は下記URLで確認できる

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN10/kaisyo/AOV/aov_index.html

海 図 出 所

W211-W1222-JP1222-W180
十本部海洋情報部



★6年308項 九州西岸 - 甌島列島西北西方 射撃訓練

フォックストロット区域において、自衛艦による水上射撃、対空射撃及び対潜ロケット射撃が実施される。

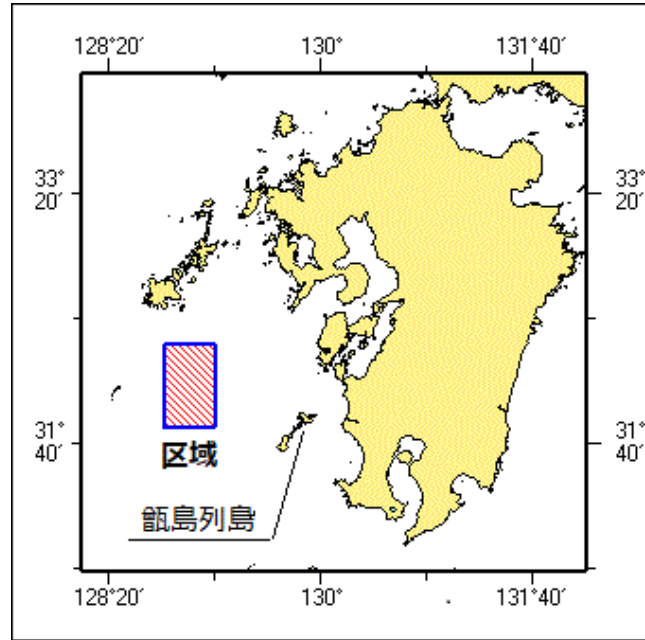
期間 令和6年9月21日、22日（予備日16日～20日、23日～26日）、0800～1700

区域 4地点により囲まれる区域

(1) 32-20-12N 128-45-52E
 (2) 32-20-12N 129-09-52E
 (3) 31-47-12N 129-09-52E
 (4) 31-47-12N 128-45-52E

海図 W213-JP213-W187-JP187-W180-W437

出所 防衛省海上幕僚監部



★6年309項 九州南岸 - 鹿児島湾 漁具設置

漁具が設置されている。

期間 令和7年2月28日まで

区域1 31-09-31N 130-32-48Eを中心とする半径500mの円内

区域2 31-07-45N 130-37-04Eを中心とする半径500mの円内

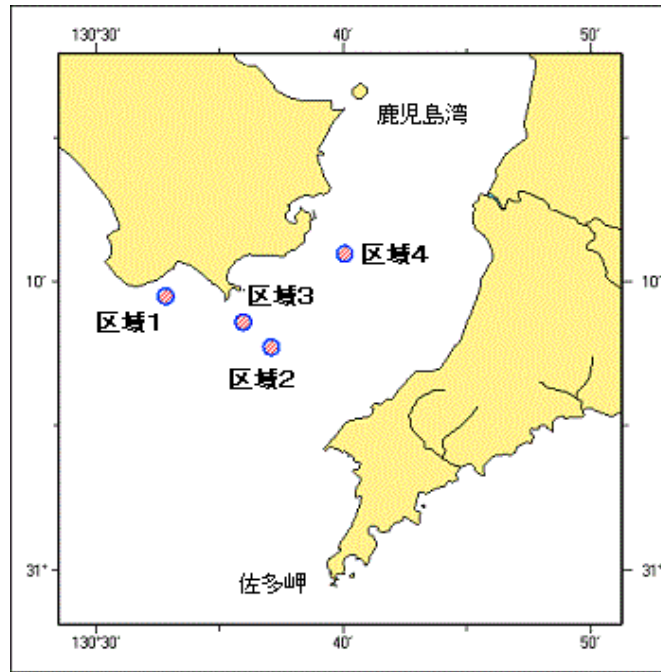
区域3 31-08-37N 130-35-56Eを中心とする半径500mの円内

区域4 31-10-59N 130-40-02Eを中心とする半径500mの円内

備考 漁具は黄色点滅灯付浮標で表示

海図 W1201-W221-JP221-W1221
 -JP1221-W1222-JP1222

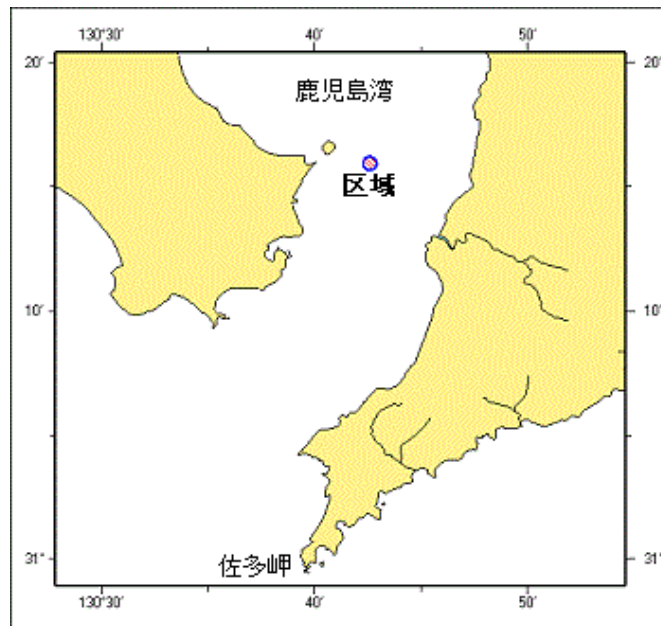
出所 指宿海上保安署



★6年310項 九州南岸 - 鹿児島湾 漁具設置

漁具が設置されている。

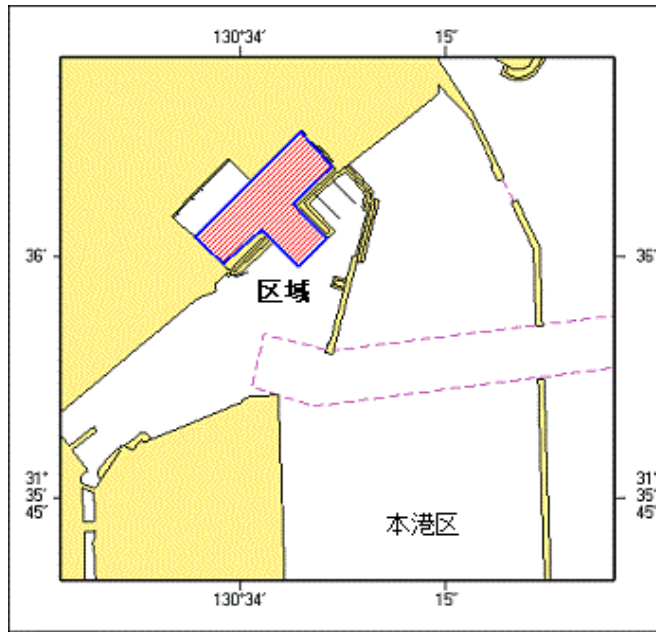
期間 令和7年1月31日まで
 区域 31-15-58N 130-42-34Eを中心とする半径500mの円内
 備考 漁具には位置を示す黄色点滅灯付浮標が設置される
 函所 W1201-W221-JP221-W1221-JP1221-W1222-JP1222
 指宿海上保安署



★6年311項 九州南岸 - 鹿児島港、外港 深浅測量

測量船「いそしお」(27トン)による深浅測量が実施される。

期間 令和6年9月26日～10月11日(内1日)、日出～日没
 区域 下記(1)～(3)、(4)～(5)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 31-36-01N 130-34-06E (突堤先端)
 (2) 31-35-59N 130-34-04E
 (3) 31-36-01N 130-34-02E (突堤先端)
 (4) 31-36-01N 130-33-57E (岸線上)
 (5) 31-36-05N 130-34-01E (岸線角)

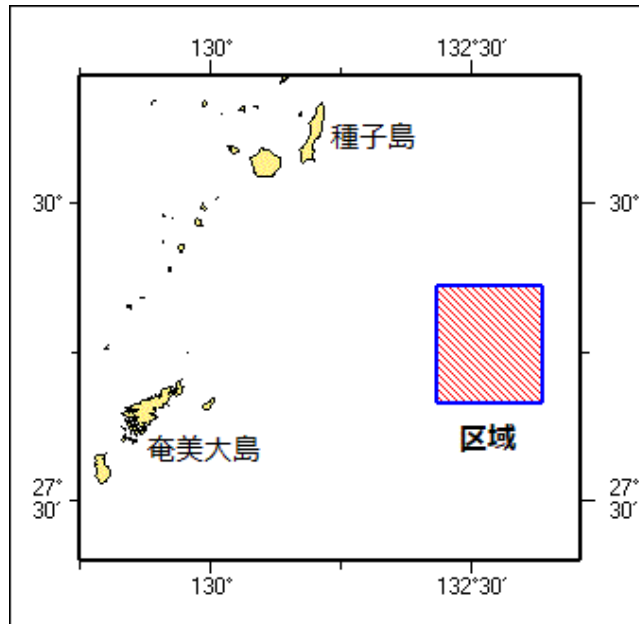


★6年312項 南西諸島 - 種子島南東方 フレア発射訓練

自衛隊航空機によるフレア発射訓練が実施される。
期 間 令和6年9月26日(予備日27日)、0800~1700
区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 29-20-00N 132-10-00E
- (2) 29-20-00N 133-10-00E
- (3) 28-20-00N 133-10-00E
- (4) 28-20-00N 132-10-00E

海 図 W247-W1072-W210-FW210
出 所 防衛省海上幕僚監部

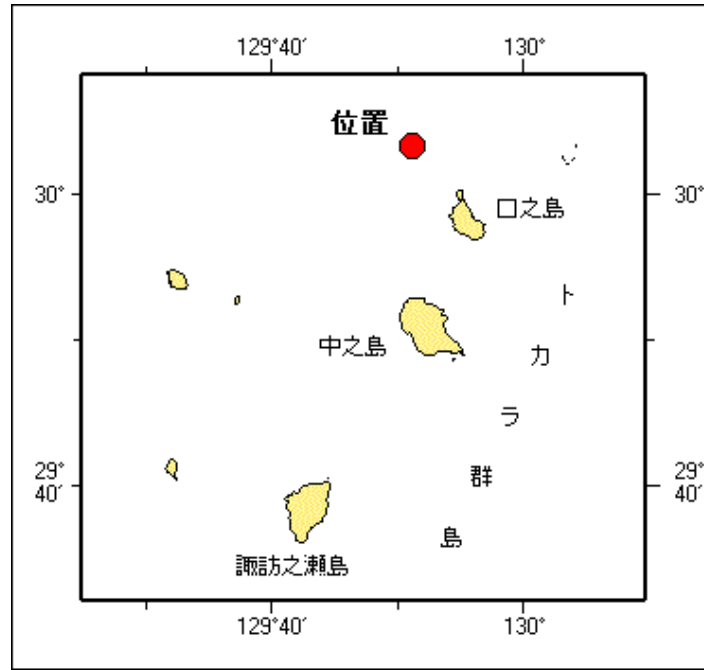


★6年313項 南西諸島 - トカラ群島、口之島北西方 沈船存在

(十管区水路通報6年25号235項削除)
下記位置に沈船(タンカー、2577トン)が存在する。
位 置 30-03.3N 129-51.1E 付近
備 考 船体は船首部と船尾部に分断されている

海 図 所

位置は白色灯付浮標で明示
W231-W1222-JP1222
鹿児島海上保安部



★6年314項 南西諸島 - 沖縄島東方 射撃訓練

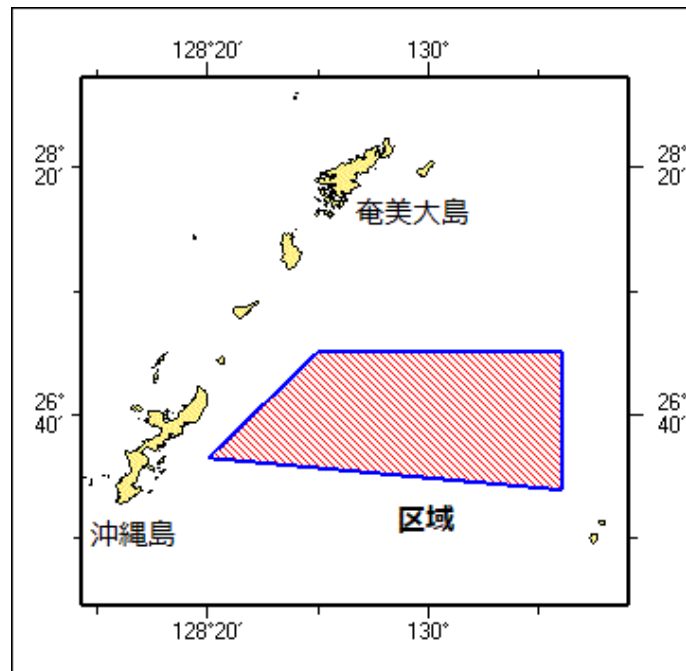
ホテル・ホテル区域において、自衛艦による水上射撃、対空射撃及び対潜ロケット射撃が実施される。

期 間 令和6年9月21日、22日（予備日16日～20日、23日～26日）、0600～1800

区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 26-23-14N 128-19-53E
- (2) 27-06-14N 129-09-52E
- (3) 27-06-14N 130-59-52E
- (4) 26-10-15N 130-59-52E

備 考 訓練実施中、実施艦に「B」旗が掲揚される
海 図 所 W226-JP226-W182B-W1203
防衛省海上幕僚監部



★6年315項 九州西岸 - 獅子島東方 灯台光達距離等変更

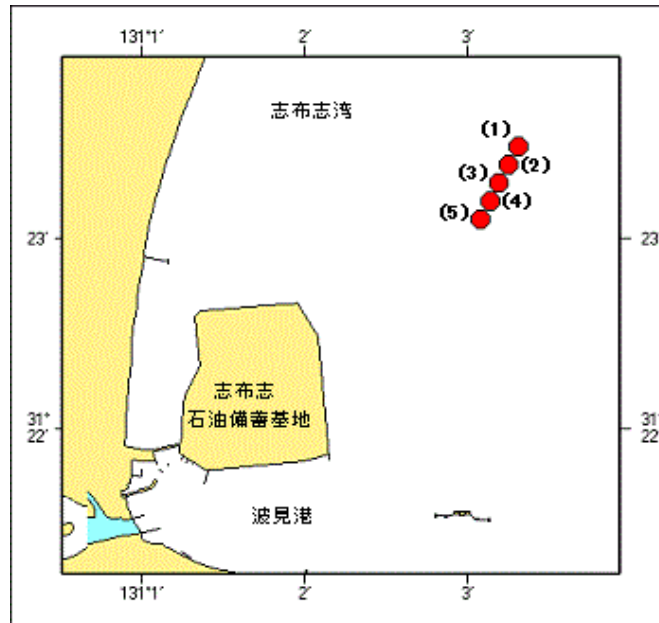
(十管区水路通報6年29号273項削除)
 「合串港平国2号防波堤灯台」(灯台表第1巻 6538.2) (32-16.4N 130-26.8E)は、
 光度、光達距離及び高さを変更された。

光 度 [変更後] 25カンデラ
 [変更前] 17カンデラ
 光達距離 [変更後] 3.5海里
 [変更前] 3.0海里
 高 さ [変更後] 4.7メートル
 [変更前] 4.9メートル
 海 図 W174-W206
 出 所 十本部交通部、熊本海上保安部

★6年316項 九州東岸 - 志布志湾、波見港 魚礁設置

魚礁が設置された。

位 置 5地点
 (1) 31-23-29.2N 131-03-18.6E (コンクリート製、高さ2.5m、10基、鋼製、高さ2m、11基)
 (2) 31-23-23.4N 131-03-15.2E (コンクリート製、高さ2.5m、10基、鋼製、高さ2m、11基)
 (3) 31-23-17.6N 131-03-11.8E (コンクリート製、高さ2.5m、10基、鋼製、高さ2m、11基)
 (4) 31-23-11.8N 131-03-08.4E (コンクリート製、高さ2.5m、10基、鋼製、高さ2m、11基)
 (5) 31-23-06.0N 131-03-04.9E (コンクリート製、高さ2.5m、10基、鋼製、高さ2m、11基)
 海 図 W1271-W185
 出 所 十本部海洋情報部



★6年317項 東シナ海北部 - 水路測量

作業船「新竜丸」(698トン)による水路測量が実施される。

期 間 令和6年9月22日～10月28日 (内18日間)
 区 域 5地点により囲まれる海面
 (1) 32-00N 129-00E
 (2) 30-30N 131-00E
 (3) 25-30N 127-00E
 (4) 25-30N 125-50E
 (5) 27-20N 125-50E
 備 考 作業船は「白紅白」のえん尾旗を掲揚
 自律型無人潜水機(AUV)を使用
 海 図 W211-W231-W1222-JP1222-W180-W182A
 -W182B-W437-W1002-W210-FW210
 出 所 海上保安庁海洋情報部

